

尼 障 第 5 1 9 0 号
尼 保 疾 第 5 9 9 0 号
平 成 2 9 年 8 月 3 1 日

移動支援事業利用者・ご家族 様

尼崎市健康福祉局
障害者自立支援事業第1担当課長
障害者自立支援事業第2担当課長
疾病対策課長
障害福祉政策担当課長
障害福祉課長

尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）の運用と
移動支援の区分（報酬単価）の変更について（通知）

立秋の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、本市では平成26年度から、移動支援事業の支給決定を行う際の基準の策定や報酬単価の見直しについて検討し、昨年12月21日・22日に「説明・意見交換会」を開催するなど、皆様からご意見をお伺いして、最終の協議や検討を進めてまいりました。

その結果、「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」を定めるとともに、「移動支援の区分*（報酬単価）」についても見直しを行い、平成29年10月1日から運用を開始しますので、お知らせ致します。

なお、ガイドラインや移動支援サービスの運用変更についての詳しい内容につきましては、同封の資料にてご確認下さい。

今回の運用変更にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

同封している資料

- ・資料1 : 尼崎市移動支援事業支給決定基準
- ・資料2 : 説明資料（移動支援サービスの運用変更について）
- ・資料3 : お知らせ（受給者証の書き換えについて）

資料3については、新たな移動支援の区分が「重度移動支援区分」となる方（平成29年10月1日付の支給決定更新者を除く）のみ、送付しています。

* 移動支援の区分は、これまで「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の2区分でしたが、平成29年10月からは、新たに「重度移動支援区分」、「障害支援高区分」、「障害支援低区分」の3区分に変更します。